（仮称）中央区障害者計画・第８期中央区障害福祉計画・第４期中央区障害福祉計画骨子案（抜粋）について

資料３

1　施策体系

施策の方向性	施　策	主な取組
1 生涯にわたる 「切れ目のない支援体制」の 推進	施策1 相談支援体制等の充実	(1)相談支援の利用促進 (2)基幹相談支援センターの機能充実 (3)相談支援包括化のための多機関連携強化 (4)こどもの発達相談の充実 (5)医療的ケア児等の支援と関係機関の連携 (6)情報提供の充実
	施策2 育ちのサポートシステムの推進	(1)子ども発達支援センターゆりのきを中心とした支援体制の充実 (2)個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 (3)早期発見・早期支援の充実 (4)発達障害に対する理解の促進
2 地域で紡ぐ 安心の暮らしを 支える基盤づくり	施策3 生活や育ちを支えるサービス等の充実	(1)自立生活を支援するサービスの充実 (2)障害者の通所事業の充実 (3)高齢障害者の介護サービスの円滑な利用促進 (4)障害児通所支援の充実 (5)重症心身障害児の支援 (6)高次脳機能障害者の支援事業の充実 (7)家族等の支える側への支援
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1)地域生活支援拠点の充実 (2)居住支援体制の充実 (3)住宅セーフティネット制度等との連携 (4)グループホームの充実 (5)精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1)サービス事業者の支援・指導の強化 (2)第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3)サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援
3 彩り豊かな人生を 選択できる環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1)一般就労への移行の促進 (2)継続した就労への支援 (3)工賃向上に向けた取組の推進
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1)障害者の生涯学習活動の推進 (2)利用しやすい図書館の整備 (3)障害者のスポーツ活動の推進
4 尊厳と安全が守られる インクルーシブ社会の構築	施策8 障害者の権利擁護と虐待防止	(1)権利擁護支援の普及・啓発及び理解向上 (2)権利擁護支援の利用促進 (3)地域連携ネットワークづくりの推進 (4)区長申立ての実施 (5)障害者虐待防止の推進
	施策9 心のバリアフリーの推進	(1)障害者差別解消の推進 (2)障害と障害者の理解のための意識啓発 (3)「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4)障害者福祉団体との連携 (5)意思疎通支援の充実
	施策10 安全・安心なまちづくりの推進	(1)災害時の支援体制の充実 (2)情報バリアフリーの強化 (3)人にやさしい空間づくり
施策推進を支える 横断的な取組	1 意思決定支援の推進	
	2 人材確保・人材育成	

成年後見制度利用促進計画の取組を包含

第2部

2　施策の方向性（抜粋）

施策８　障害者の権利擁護と虐待防止

【包含】中央区成年後見制度利用促進計画※

区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が一体となって、成年後見制度や権利擁護支援の普及・利用促進を図るとともに、関係機関、専門職団体等と連携し、地域連携ネットワークの充実を進めます。また、判断能力に不安のある障害者等に対して、区長申立てなど必要な支援を適切に実施し、権利擁護の推進に取り組みます。

さらに、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について普及・啓発を進めるとともに、障害者虐待の早期発見・早期対応に向けた事実確認調査や支援体制の強化、重篤事例の検証などを通じて、障害者虐待の防止と再発防止に取り組みます。

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	権利擁護支援の普及・啓発及び理解向上	成年後見制度を含めた権利擁護支援への認知度向上を図るため、ホームページ、SNS、リーフレット等による普及・啓発活動の実施に加え、理解向上を図るため、講座・講演会を実施します。また、申立費用・報酬助成制度等についても様々な方法で周知を行います。
(2)	権利擁護支援の利用促進	地域関係者と連携した相談体制の強化、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、チームによる見守りを継続的に行います。また、支援方針の検討等の際、司法・福祉専門職の助言を受ける機会として、権利擁護支援推進協議会等を積極的に活用し、支援体制の強化を図ります。
(3)	地域連携ネットワークづくりの推進	区および成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、中核機関として、 成年後見制度等の利用に係る相談や支援を担うほか、関係機関との連絡調整を行います。本人および成年後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなる地域連携ネットワークを構築し、地域における関係機関等との連携強化や自発的に協力する体制づくりを進めます。また、成年後見人等が選任された後も継続的にモニタリングを行うなど、成年後見人等を含むチームに対して支援します。
(4)	区長申立ての実施	知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施します。また、成年後見制度の利用に必要な費用の負担が困難な方に対しては、申立費用・報酬の一部を助成します。

⑸	障害者虐待防止の推進	障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24 時間 365 日の通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。加えて、虐待に関する通報に対しては事実確認調査を引き続き徹底します。 また、区民や事業者に対して、障害者虐待防止への理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及・啓発を推進します。

※取組名（1）～（4）について、中央区成年後見制度利用促進計画を包含しています。